指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名：開成工業株式会社（法人番号：7330001010454）
　　業者の住所：熊本県熊本市北区植木町石川４５０－１

２．指名停止措置期間：平成２９年　１月１６日から
　　平成２９年　３月１５日まで（２か月）

３．指名停止措置の範囲：東海防衛支局管轄区域
　　（愛知県、岐阜県及び三重県）

４．事　実　概　要：
　開成工業株式会社の元東北営業所長は、東北農政局発注の東日本大震災復旧工事の入札情報を教えてもらった見返りに元東北農政局職員に対して飲食接待をしたなどとして、平成２８年１１月２８日、贈賄の容疑で山形県警に逮捕され、同年１２月１９日、贈賄及び公契約関係競売入札妨害の罪で山形地検から起訴された。

５．指名停止措置理由：
　上記事実が、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領（防整施（事）第１５０号。２８．３．３１。以下「指名停止措置要領」という。）付表第２第４号イ及び付表第２第８号イ（下記参照）に該当する。

指名停止措置要領　付表第２

措　置　要　件	期　間
（賄賂） ４　次のア又はイに掲げる者が対象区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア　代表役員等	３月以上９月以内
イ　一般役員等	１月以上３月以内
（競売入札妨害又は談合） ８　次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が	

競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を起訴されたとき（第１２号に掲げる場合を除く。）。 ア　対象区域内の他の公共機関の職員 イ　対象区域外の他の公共機関の職員	 ２月以上１２月以内 １月以上１２月以内